

食品安全委員会プリオン専門調査会

第114回会合議事録

1. 日時 平成30年11月15日（木） 10:00～10:51

2. 場所 食品安全委員会 大会議室

3. 議事

(1) 米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について

(2) その他

4. 出席者

(専門委員)

眞鍋座長、今村専門委員、斉藤専門委員、高尾専門委員、筒井専門委員、

中村桂子専門委員、中村優子専門委員、八谷専門委員、福田専門委員、横山専門委員

(食品安全委員会)

山本委員

(事務局)

川島事務局長、吉岡評価第二課長、今西課長補佐、大快係長、大西技術参与

5. 配布資料

資料 評価書（案）

参考資料1 食品健康影響評価について「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しについて」

参考資料2 食品健康影響評価について「アイルランド及びポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について」

参考資料3 各国から輸入される牛肉等に係る食品安全委員会の評価の経緯

参考資料4 農林水産省平成27年第1回OIE連絡協議会 参考資料（抜粋）

6. 議事内容

○眞鍋座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第114回「プリオン専門調査会」を開催させていただきます。

きょうは10名の専門委員の先生方に御出席いただいています。欠席の専門委員の先生は、

門平先生、佐藤先生、中村好一先生、水澤先生の4名でございます。

食品安全委員会からは山本委員に御出席いただいております。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料でございます第114回プリオン専門調査会議事次第を御覧いただきたいと思っております。

それでは、議事に入ります前に、事務局よりきょうの資料の確認をお願いします。

○今西課長補佐 本日の資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、議事次第、専門委員名簿、座席表で、資料については「資料」と書かれている分厚いものが1冊です。

それから、参考資料になりますが、参考資料1、参考資料2、横のほうで参考資料3、参考資料4となっております。

本日御欠席の専門委員からの御意見等ということで、机上配布資料としてつけております。

不足等がございますでしょうか。大丈夫でしょうか。あれば事務局のほうまで御連絡ください。

これまでの評価書等及び今回の諮問に係る提出資料等は、既に専門委員の先生方に送付いたしておりますが、机上のファイル、または一部はお手元のタブレットで用意しておりますので、必要に応じ適宜御覧いただきますようよろしくお願いいたします。

また、冒頭のカメラ撮りのほうは、ここまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(報道関係者退室)

○眞鍋座長 それでは、事務局から、平成15年10月2日食品安全委員会決定の「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づいて、必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項について、報告をお願いいたします。

○今西課長補佐 本日の議事について、専門委員の先生方から御提出いただきました確認書を確認したところ、平成15年10月2日委員会決定2の(1)に規定する調査審議等に参加しないこととなる事由に該当する専門委員はいらっしゃいません。

以上です。

○眞鍋座長 ありがとうございます。

提出いただきました確認書につきまして、先生方、相違はございませんでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、きょうの審議に入る前に、これまでの専門委員会での審議内容について、簡単に振り返っておきたいと思っております。

米国とカナダ及びアイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価については、第110回プリオン専門調査会におきまして、起草委員が作成していただきました評価の考え方の案について合意が得られました。

その後、前回の113回の専門調査会までに、資料の1ページの目次に示しております「I.

背景」から「IV. リスク管理措置の点検」までのパートについて、既に審議いただきました。

本日は、その続きということで、最後になりますが「V. 食品健康影響評価」のパートについて、先生方に御審議をいただくこととなります。

それでは、議事（1）の審議に移らせていただきます。

今回はプリオン専門調査会として、結論の部分になります。食品健康影響評価の案が示されております。そのため、これまでの審議の経緯について、評価書案に沿って、事務局から簡単にもう一度振り返っていただきたいと思います。

事務局からお願いいたします。

○今西課長補佐 それでは、説明させていただきます。

まず、諮問の背景になりますが、参考資料1と参考資料2を御覧いただければと思います。こちらが厚生労働省からの諮問書になっております。平成23年12月に「食品健康影響評価について」ということで依頼を受けております。

御議論いただいている内容につきましては、この諮問書の「（2）国境措置」というところになります。

具体的には後ろの（別紙）を見ていただければと思います。「（2）国境措置」の米国、カナダのところになります。

具体的な諮問内容につきましては、次のページの（3）に下線を引いてありますが「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクを評価」これが厚生労働省からの具体的な諮問内容になっております。

参考資料2については、同様の内容になっておりますが、アイルランドからの諮問の内容になっております。こちらについても裏面にございますとおりの（3）に下線を引いているところですが「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクを評価」と、こちらの部分が諮問の内容になっております。

こちらの諮問に関しまして、本年4月から御議論をいただいております。

具体的には、分厚いほうの「資料」に移っていただければと思います。3ページと4ページになります。

2018年4月9日の第109回プリオン専門調査会から、米国、カナダ、アイルランドからの輸入される牛肉及び牛の内蔵に係る健康影響評価についての御議論をいただいているところです。

背景といたしましては、めくっていただきまして11ページになります。

5行目からになりますが、2017年4月、厚生労働省から、国内措置に引き続きということで「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスク」と、先ほどの諮問内容についての評価を進めるよう、改めて依頼がございました。これを受けて食品安全委員会は、2017年5月、評価に当たり必要となる情報の提出を厚生労働省に依頼しております。

今般、米国、カナダ、アイルランドに関する情報が厚生労働省から提出されたことから、この3カ国について食品健康影響評価を取りまとめたという形で、ここは「取りまとめた」となっておりますが、これは最終的にということ、現在は案ということになります。

具体的な諮問事項等については、先ほど説明したとおりになります。

12ページの「Ⅱ．評価の考え方」になります。

12行目からになりますが、世界全体の定型BSEの発生数、こちらについては、14ページにグラフと表で示しておりますが、国内評価以降も減少し続け、現在ではほとんど確認されないまでにいたっております。その結果「生体牛のリスク」は大幅に低下し、全体のリスクに対する寄与は相対的に減少したとしていただいております。

本評価ではということ、御検討をいただいた内容については20行目からになります。

まず①「月齢条件を『条件無し』とした場合、SRM除去やと畜前検査等の食肉処理に関連したリスク管理措置を適切に行うことによって、牛肉等の摂取に由来する定型BSEプリオンによるvCJD発症の可能性が極めて低い水準に達していると言えるか」ということについて、それ以下の知見として「・定型BSE感染牛における異常プリオンたん白質（PrP^{Sc}）の分布（蓄積部位）に関する感染実験等の新たな知見」、こちらは後ほどローマ数字のⅢの1というところでまとめております。

続きまして「・vCJDの発生状況、疫学情報等」これはローマ数字のⅢの2というところになります。

めくっていただきまして②です。「①の前提となるリスク管理措置が適切に行われているか、各国におけるその実施状況を国内項目等（表1）について点検し、リスクを総合的に判断した」ということになっております。

まず、1つ目が「生体牛のリスク」に係る措置について、侵入リスク、及びサーベイランスの点検ということで、ここについては、ローマ数字のⅣの2というところで、各国の状況をまとめております。

続きまして「食肉処理に関連したリスク」です。

こちらについては、SRMの除去、と畜処理の各プロセスの点検ということで、ローマ数字Ⅳの3というところでまとめております。

14行目からになります。

「非定型BSEについては、国内評価以降の新たな知見を確認し、前述の国内評価の結論に影響を及ぼすものがないかを確認した」と。こちらはローマ数字Ⅲの3というところでまとめております。

続きまして、それぞれの確認している内容になりますが、17ページになります。

こちらが「Ⅲ．SRM除去等の食肉処理に関連した人のプリオン病のリスク」ということです。

まず2行目からになりますが「1．定型BSE感染牛の体内におけるプリオンの分布」ということで「(1)2012年10月評価以前の知見」というものをまとめていただいております。

18ページからになりますが、27行目の「(2) 2012年10月評価以降の新たな知見」というのをまとめていただいております。

続きまして20ページになります。こちらの1行目からになりますが「vCJDの発生状況等」ということで、16行目からの「(1) 世界のvCJDの発生状況」です。

それから次のページの4行目からになりますが「vCJDの感染に対する遺伝的特性」ということをまとめていただいております。

続きまして22ページになります。18行目からになりますが「(3) 評価対象国におけるCJDのサーベイランス及びvCJD症例」ということで、米国、カナダ、アイルランド、それぞれをまとめていただいております。

また、23ページの21行目からになりますが「非定型BSEについて」ということで、別添に示すとおり、この別添については、72ページからつけておりますが「『適切なリスク管理措置を前提とすれば、牛肉及び牛の内臓（SRM以外）の摂取に由来する非定型BSEプリオンによるvCJDを含む人のプリオン病発症の可能性は極めて低いと考える』とした国内評価における見解に影響を及ぼすものではない」ということでまとめていただいております。

このローマ数字Ⅲの内容については、24ページの4というところで「まとめ」を記載していただいているところでございます。

ここまでがローマ数字Ⅲになります。

続きまして、25ページからがローマ数字Ⅳというところで「リスク管理措置の点検」ということになっております。

まず「国際的な基準及び各国の対策の概要」ということで、飼料規制、BSEのサーベイランスの体制、SRM、それぞれその次の26ページからになりますが、表2、表3、表4の形で、OIEの基準とそれぞれ各国の規制というのが概要でわかるようにつけていただいております。

続きまして28ページになります。こちらから各国の具体的なリスク管理措置の内容になります。

まずは「2. 『生体牛のリスク』に係る措置」ということで「(1) 米国」になっております。生体牛のリスクに関する措置については「①侵入リスク」として生体牛、それから肉骨粉等のことについて。

次のページになりますが「②国内安定性（国内対策の有効性の評価）」というところで、飼料規制、SRMの処理及び利用実態。

30ページになりますが、レンダリング施設・飼料工場等の交差汚染の防止対策、この項目についてまとめていただいております。

次のページに行きまして、31ページです。そのレンダリング施設・飼料工場等の監視体制及び遵守状況という形になっております。

33ページになります。米国ですが「③サーベイランスによる検証（BSEサーベイランスの概要）」というところで、表7で米国におけるBSEサーベイランスの頭数をまとめていただい

ております。

35ページになります。米国におけるBSEの発生状況という形でまとめていただいております。

続きまして36ページですが、カナダの生体牛のリスクに関する措置についてまとめております。米国同様の項目についてまとめているところがございます。

42ページになります。カナダにおけるBSEの発生状況ということになりますが、カナダにおいては、18行目からになりますが「2009年生まれの牛で確認された定型BSE陽性牛に関する疫学調査」というのをまとめていただいております。

続きまして、44ページになります。こちらがアイルランドにおける生体牛のリスクに関する措置についての内容になっております。

アイルランドについても50ページになりますが、BSEの発生状況といたしまして、飼料規制後に生まれた「2010年生まれの牛で確認された定型BSE陽性牛に関する疫学調査」ということでまとめていただいております。

続きまして53ページになります。こちらから、食肉処理に関連したリスクに関する措置の内容になっております。

まず、米国になります。SRMの除去について、SRM除去の実施方法等、SSOP、HACCPに基づく管理、また、と畜処理の各プロセスについては、と畜前の検査、スタンニング、ピッシング、それからその他といたしまして、機械的回収肉のMRMの除去、と畜場及びと畜頭数、輸入時の検査という項目でまとめていただいております。

55ページからがカナダの内容になります。こちらは前回確認中の内容がありますので、それは後ほど御説明をさせていただく予定になっております。

続きまして、57ページからがアイルランドの内容になっております。アイルランドについても、SRM除去の実施方法等、前回確認中の内容がありますので、後ほど説明をさせていただく予定になっております。

59ページからが、米国のBSE対策の点検表ということでまとめている表を入れていただいております。

同じように62ページからがカナダになります。

65ページからがアイルランドになります。

こちらで、67ページになります。ここまでがこれまでの専門調査会のほうで御議論していただいた内容になっております。

68ページからが食品健康影響評価になっております。

以上になります。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

続きまして、前回、第113回の専門調査会で、一部厚生労働省に対して、事実関係を確認中という部分がありました。厚生労働省から回答をいただいたようですので、これについても続いて、事務局から説明をお願いします。

○大快係長 それでは、御説明させていただきます。

先ほどの分厚い「資料」というものを引き続き御覧ください。私からは、前回の専門調査会までにお示しされたパートで記載の変更、それから追記があった部分について御説明をさせていただければと思います。

資料の30ページを御覧ください。

29ページ下の終わりの部分から、米国における「生体牛のリスク」に係る措置の中の、SRMの処理及び利用実態について記載がございますけれども、30ページの7行目からになります。除去したSRMを処分する際は、規則に基づき、レンダリング処理、焼却又は変性処理等を行うこととされているということが、この文章につきましては、前回までの審議でも記載をされておりましたけれども、その後の部分です。このうちCMPAF、これはつまり米国が動物の飼料への利用を禁止している部位で、具体的にはこの括弧の中に示されている部位でございますけれども、これらCMPAFの部位については、埋却処分も認められておりました、これらの部位のほとんどが埋却処分されているということで、米国から追加の回答がございましたので、その旨追記されてございます。

続きまして38ページを御覧ください。

5行目からになりますけれども、こちらはカナダにおける生体牛のリスクに係る措置の中の、SRMの処理及び利用実態について記載がございます。10行目のところですが、カナダの追加情報に基づきまして「食用に回らないことが確実な方法」という部分に、これは加水分解による処理だということで、カナダから追加の情報がございましたので、これがその旨追記されてございます。

続きまして55ページを御覧ください。

18行目からがカナダにおける食肉処理に関連するリスクに係る措置の中の、SSOP、HACCPに基づく管理について記載がございます。ここの21行目の「CFIAは」という記載がある部分につきましては、前回の専門調査会の時点で、厚生労働省を通じてカナダに事実関係を確認中とされていた部分でございますけれども、こちらは回答が得られましたので、得られた回答に基づいて追記されてございます。

具体的な内容といたしましては「CFIAは、と畜場が定めるHACCPプログラムの運用状況を検証するため、SRMの除去の遵守状況について少なくとも1日1回の監視を行っており、2016年度には、CFIAがSRM除去が不十分と認めた事例が4例あった」とのことでございます。

ただしこれらの事例につきましては、いずれもその場でSRMの除去が行われているということで、SRM除去不十分のものが実際にフードチェーンに回ったということではないということで、記載がございます。

続きまして、57ページを御覧ください。

6行目からになりますけれども、アイルランドにおける食肉処理に関連するリスクに係る措置の中のSRM除去の実施方法等について記載がございます。

8行目の後半の部分ですが、こちら前回専門調査会時点で、アイルランドに

おける枝肉の水による洗浄の状況について、厚生労働省を通じてアイルランドに確認中としておりましたが、こちらについては、一般的に水による枝肉の洗浄は行っていないというような回答が得られておりますので、その旨追記させていただきます。

このほか、評価書の案全体にわたって、内容を変更するものではございませんけれども、前回の専門調査会以降で、細かな字句の修正が行われてございます。

説明は以上でございます。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

今、説明いただいた内容につきまして、先生方から御質問とか御意見、コメントはございますでしょうか。

厚生労働省からいただいた回答は、適切であるというふうに判断してよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、資料のVですね。食品健康影響評価案に進めさせていただきたいと思います。

このパートが今回初めて御審議いただく部分になります。起草委員を代表しまして、きょうは筒井専門委員から説明をお願いしたいと思います。

筒井先生、よろしく申し上げます。

○筒井専門委員 それでは、起草委員を代表いたしまして、取りまとめについて御説明をさせていただきます。今まで御議論いただいた取りまとめ、その結果を踏まえた健康影響評価のパートになります。

お手元の68ページからです。まず、全文を読み上げていただきたいと思いますので、事務局のほうからお願いできますでしょうか。

○大快係長 少し長くなりますけれども、68ページ以降の食品健康影響評価の部分について、全文を読み上げさせていただきます。

V. 食品健康影響評価

食品安全委員会プリオン専門調査会は、「II. 評価の考え方」に示す事項について検討し、以下のとおり整理した。

1. SRM除去等の食肉処理に関連した人のプリオン病のリスク

定型BSE感染牛の体内においては、現行のSRM以外の組織に分布するPrP^{Sc}は極めて少ない。したがって、と畜前検査によって臨床症状を呈する牛を排除することができることも考慮すれば、現在のSRM範囲が不十分であることを示す知見はない。

英国では、1989年にSBOの食品への使用禁止、1995年にMRMの製造禁止等の措置を講じた結果、2000年をピークに患者数は減少しており、これまで1990年以降の出生者からは、vCJDは確認されていない。

なお、本評価の評価対象とされている3か国は、いずれもCJDサーベイランスを継続的に実施している。

2. リスク管理措置の点検

(1) 「生体牛のリスク」に係る措置

①米国

生体牛及び肉骨粉等を介した病原体の侵入リスクについては、発生国からの輸入禁止措置が講じられており、その後リスクに応じて禁止措置が解除されている。国内安定性については、反すう動物由来肉骨粉の反すう動物への給与禁止措置及び交差汚染防止対策が講じられている。国際的な基準を満たしたサーベイランスによって、これらの措置の有効性が確認されている。

米国では、カナダからの輸入牛での事例を除き、これまで確認されたBSEは全て非定型BSEであり、「生体牛のリスク」に係る措置が定型BSEの発生抑制に大きな効果を発揮しているものと判断できる。

②カナダ

生体牛及び肉骨粉等を介した病原体の侵入リスクについては、発生国からの輸入禁止措置が講じられており、その後リスクに応じて禁止措置が解除されている。国内安定性については、反すう動物由来肉骨粉の反すう動物への給与禁止措置及び交差汚染防止対策が講じられている。国際的な基準を満たしたサーベイランスによって、これらの措置の有効性が確認されている。

カナダでは、2009年3月生まれの牛で定型BSEが認められているが、本例が確認された農場は、過去に定型BSEの発生があった農場であり、汚染飼料のごく一部の残留が、感染に関する最も蓋然性のある原因であるとされている。過去の飼料製造事業者に対する立入検査の結果等からも、カナダ国内の飼料チェーン全体にわたるリスク管理措置の実行性に問題があることを示す証拠はなく、「生体牛のリスク」に係る措置が定型BSEの発生抑制に大きな効果を発揮しているものと判断できる。

③アイルランド

生体牛及び肉骨粉等を介した病原体の侵入リスクについては、発生国からの輸入禁止措置を講じられており、その後リスクに応じて禁止措置が解除されている。国内安定性については、全ての動物由来肉骨粉の全ての家畜への給与禁止措置及び交差汚染防止対策が講じられている。国際的な基準を満たしたサーベイランスによって、これらの措置の有効性が確認されている。

アイルランドでは、2010年1月生まれの牛で定型BSEが認められているが、本例については、飼料への交差汚染が感染源である可能性はかなり小さく、偶発的に古い残留飼料の小片にばく露された可能性及び環境からばく露があった可能性は完全には

否定できないとされている。過去の飼料製造事業者に対する立入検査の結果等からも、アイルランド国内の飼料チェーン全体にわたるリスク管理措置の実行性に問題があることを示す証拠はなく、「生体牛のリスク」に係る措置が定型BSEの発生抑制に大きな効果を発揮しているものと判断できる。

(2) 「食肉処理に関連したリスク」に係る措置

①米国

SRM除去は、食肉へのSRMの汚染を防止する方法によって行われ、現行SRMに設定されている範囲が適切に除去されていることを、検査官が確認している。と畜処理のプロセスとしては、と畜牛に対すると畜前検査が実施され、歩行困難牛等はフードチェーンから排除される。また、ピッシング等の食肉へのSRMの汚染のリスクが高い方法によると畜は禁止されている。MRMについては、国内製造が認められているが、日本向けの輸出は認められていない。

以上から「食肉処理に関連したリスク」に係る措置は適切に実施されていると判断できる。

②カナダ

SRM除去は、食肉へのSRMの汚染を防止する方法によって行われ、現行SRMに設定されている範囲が適切に除去されていることを、検査官が確認している。と畜処理のプロセスとしては、と畜牛に対すると畜前検査が実施され、歩行困難牛等はフードチェーンから排除される。また、ピッシング等の食肉へのSRMの汚染のリスクが高い方法によると畜は禁止されている。MRMについては、国内製造が認められているが、日本向けの輸出は認められていない。

以上から「食肉処理に関連したリスク」に係る措置は適切に実施されていると判断できる。

③アイルランド

SRM除去は、食肉へのSRMの汚染を防止する方法によって行われ、現行SRMに設定されている範囲が適切に除去されていることを、検査官が確認している。と畜処理のプロセスとしては、と畜牛に対すると畜前検査が実施され、歩行困難牛等はフードチェーンから排除される。また、ピッシング等の食肉へのSRMの汚染のリスクが高い方法によると畜は禁止されている。MRMについては、製造が禁止されている。

以上から「食肉処理に関連したリスク」に係る措置は適切に実施されていると判断できる。

3. 月齢条件の見直しによるBSEの人への感染リスク

本評価の評価対象とされている3か国のうち、米国ではこれまでに自国産の牛で定型BSEは確認されておらず、またカナダ及びアイルランドでは定型BSEの発生は、現在ではほとんど確認されないまでに至った。上記2. (1)の点検結果から、これらの国においては、「生体牛のリスク」に係る措置が定型BSEの発生抑制に大きな効果を発揮しているものと判断できるため、当該措置が現状と同等の水準で維持されている限りにおいては、今後も定型BSEが発生する可能性は極めて低いか、その発生頻度は現状以下で推移するものと推定できる。

上記1.で整理した知見を踏まえれば、定型BSE感染牛のSRM以外の組織に分布するPrP^{Sc}は極めて少ない。したがって、適切など畜前検査によって臨床症状を呈する牛を排除することができることも考慮すれば、現行のSRMの除去によって、食品を介して摂取される可能性のあるPrP^{Sc}は極めて少ないものと推定できる。上記2. (2)の点検結果に記載のとおり、評価対象とされている3か国においては、「食肉処理に関連したリスク」に係る措置は適切に実施されていると判断できる。

以上に加え、牛と人との種間バリアの存在も踏まえると、食品安全委員会プリオン専門調査会は、これら3か国から輸入される牛肉等の月齢条件を「条件無し」としたとしても、上記に示すリスク管理措置の適切な実施を前提とすれば、牛肉等の摂取に由来する定型BSEプリオンによるvCJD発症の可能性は極めて低いと考える。なお、非定型BSEについては、Ⅲ. 3. に示すとおりである。

4. 評価結果

諮問事項の「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値（30か月齢）を引き上げた場合のリスク」に関し、米国、カナダ及びアイルランドのそれぞれから輸入される牛肉及び牛の内臓の月齢条件を「条件無し」としたとしても、人へのリスクは無視できる。

本評価結果は、現在実施されているリスク管理措置を前提としたものである。そのため、リスク管理機関は、特に各国における飼料規制、サーベイランス、と畜前検査及びSRM除去の規制状況について継続的に情報を収集する必要がある。

以上でございます。

○筒井専門委員 ありがとうございます。

それでは、私のほうで繰り返しになりますけれども、簡単にポイントだけを再度説明させていただきます。

まず、1番のSRM除去、いわゆるSRMの範囲のところ、68ページのところです。これにつきましては、新たな知見等を精査しましたが、現行のSRMの範囲が不十分であるということを示す証拠はないということが言えるのではないかとことです。

2番目のリスク管理措置の点検というところです。

「生体牛のリスク」に係る措置ということで、これにつきましても、3か国の飼料規制

等のリスク管理措置を点検、評価したところ、これらの措置が定型BSEの発生抑制に大きな抑制効果を持っていると、発揮しているということが言えるのではないかというふうに考えました。

SRM除去等の食肉に関連したリスクということで、69ページから、次のところ、3カ国の措置について、評価をいたしましたけれども、3カ国とも基本的には、措置は適切に実施されているということで判断できるのではないかというふうに考えました。

以上のことから、今回の諮問にありました月齢条件の見直しによる、BSEの人への感染リスクということに関しましては、まず一つ、飼料規制等の生体牛へのリスク管理措置が、現状と同等の措置というものが実施されている限りにおきましては、これらの国で定型BSEが発生する可能性、もしくは今以上に発生してくる可能性というのは、非常に少ないということが推定できるのではないかと。

さらに、実際に異常プリオンたん白質が蓄積されてくる、臨床症状を呈する牛というのが、と畜前検査によって排除されることが期待できるということ。それから、さらにSRM、危険部位が除去されているということを考慮すれば、これらの食肉を介して異常プリオンたん白質が人に摂取されるという可能性は、非常に少ないのではないかと結論に至るのではないかと考えられます。

さらに人と牛には、種間バリアというものがございます。こういったものを考慮すれば、非定型BSEプリオンによります人のプリオン病発症の可能性は、極めて低いと考えられるのではないかと考えます。

1点、非定型BSEについてです。これにつきましては、新たな知見等を考慮いたしましたけれども、現在のリスク管理措置を前提とすれば、これら非定型BSEプリオンによるプリオン病発症の可能性というのは、極めて低いという結論を前回出しておりますけれども、これらを変えるような新たな知見はないと理解していいのではないかと思います。

以上のことからということで最後の結論です。71ページでございます「評価結果」です。諮問事項の、国際的な基準を踏まえて月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクについてですけれども、これら3カ国から輸入される牛肉及び内臓の月齢条件を「条件無し」としたとしても、人へのリスクは極めて小さく、無視できるのではないかと結論を我々としては、提案させていただきたいと思っております。

以上です。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

起草委員の先生方から、何か補足的なコメントはございますか。

○横山専門委員 若干補足をさせていただきます。

今、筒井委員から紹介があったとおりでございますけれども、現評価案は、あくまでも今後定型BSEが発生する可能性について、極めて低いか、その発生頻度が現状以下で推移するものと推定しました。

ただこれは、今、話がありましたように、これらの国で全くBSEが発生しないということ

を意味するものではありません。仮に、定型BSEが散発的に発生したとしても、現状の適切なと畜前検査、またはそのSRM除去によって、食品を介して人が摂取する可能性のあるPrP^{Sc}、異常プリオンたん白質は、極めて少ないと推定したものです。

これらは、あくまでも飼料規制を始めとする「生体牛のリスク」に係る措置の実行性が維持されているということを前提としています。したがって、これらの国で今後定型BSEの発生が確認された際には、疫学調査の結果等も踏まえつつ、これらの管理措置の実行性が維持されているかどうかということ判断基準として、また改めて対応検討する必要があると考えられるかと思えます。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

ただいまの筒井先生からの御説明と、横山先生からの補足について、先生方から質問や御意見をいただきたいと思いますが、その前に、きょう欠席の先生方からの意見を頂戴していると伺っております。欠席の先生方からの意見について、事務局から紹介していただきたいと思えます。

○大快係長 本日、4名の専門委員の先生方が御欠席されておりますけれども、先生方のお手元に、机上配付資料といたしまして、こういったものをお配りさせていただいております。本日御欠席の4名の先生方から、事前に御意見をいただいておりますので、御紹介させていただければと思えます。

最初に、門平専門委員からでございます。起草委員の御提案内容に異議はありませんということでございます。

佐藤専門委員からの御意見については、資料のIVの3に記載の内容になりますが、こちらの食肉処理に関連したリスクに係る措置のところ、各国輸入時検疫で不十分と確認された事例について記載がありますけれども、それらの事例について、その後の対応に関する情報が記載されていたほうがよいのではないかといった御意見がございました。

中村好一専門委員ですけれども、頂戴した資料を拝見しました。特に結論部分について異存はございませんので、よろしくお願いたしますということでした。

水澤専門委員ですけれども、評価結果については、原案でよいのではないかと考えるということでございます。また、人についても牛についても言えることだが、疾病の発生状況や新たな疾病の発生を監視するために、今後も体系的なサーベイランスが一定以上の水準で継続されるべきであるといった御意見。

さらに、BSEに関する問題が一つの契機となり、プリオン病という病気について、かなりわかってきた。むやみに心配する必要はないが、何か問題が起こってから対応するのではなく、前もって必要な研究や情報の収集を行っていくことが重要と考えている。特にアルツハイマー病など、プリオン病と同様に、たん白質の自己増殖を伴う神経性の難病はほかにもあり、今後はこれらの分野とも連携して、プリオン病の研究を進めていくことが重要ではないかという御意見をいただいております。

欠席委員からの御意見は、以上でございます。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

それでは、欠席されている先生方からの御意見も踏まえまして、ただいまの筒井先生の御説明、横山先生からの補足について、御質問とか御意見はございますでしょうか。

繰り返しになりますが、3点ほど確認させていただきたいと思います。

1つは、生体牛のリスクに係る措置が、現状と同等の水準で維持されている限り、今後とも定型BSEが発生する可能性は、極めて低い、あるいはその発生頻度は、現状以下で推移するものと推察できると考えてよろしいでしょうか。

もう1点、牛と人との種間バリアの存在も踏まえて、今回審議いただいている3カ国から輸入される牛肉等の月齢条件を「条件無し」としたとしても、リスク管理措置の適切な実施を前提とすれば、牛肉等の摂取に由来する定型BSEプリオンによるバリエーションタイプのクロイツフェルト・ヤコブ病発症の可能性は、極めて低いと考えてよろしいでしょうか。

これらの2点をまとめて、諮問事項であります国際的な基準を踏まえて、さらに月齢の閾値、30か月例ですが、これを引き上げた場合のリスクに関して、米国、カナダ、及びアイルランドのそれぞれの国から輸入される牛肉、及び牛の内臓の月齢条件を「条件無し」としたとしても、人へのリスクは無視できるほどに低いと考えてよろしいでしょうか。

ほかに先生方から、何かコメント等はございますでしょうか。

○今西課長補佐 座長、1点だけよろしいでしょうか。

○眞鍋座長 どうぞ。

○今西課長補佐 先ほど、佐藤専門委員からの、御欠席の専門委員からの御意見ということで御説明をさせていただいたのですが、具体的には、米国については、54ページの「③その他」の「輸入時検疫」というところになると思います。

カナダについてが56ページで、アイルランドについてが58ページということで、それぞれ輸入条件不適合事例が確認されていますけれども、ここについての説明を厚生労働省から聞いておりますので、そこを御説明させてもらえればと思いますが、よろしいでしょうか。

○眞鍋座長 お願いします。

○大快係長 佐藤専門委員から先ほどの御意見をいただいております、これを受けて、厚生労働省に事実関係を確認いたしました。いずれの事例に関しましても、これらの国における輸出元の施設から、一時的に輸出を停止いたしまして、再発防止策等の改善措置が講じられたことを確認したことをもって、輸出を再開するというような措置を執られているということを厚生労働省から伺っております。

○眞鍋座長 ここの確認は、ちゃんとできたということですね。

○大快係長 左様でございます。

○眞鍋座長 わかりました。

先生方からも、これについて何か御質問はございますか。

それでは、取りまとめさせていただきたいと思いますが、米国、カナダ及びアイルラン

ドに関する評価結果については、評価書案のとおりでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、結論については、合意をいただきましたので、評価書案の若干の修正があるかもしれませんが、再度検討しまして、修文については、座長に一任させていただくということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、今後必要な修文を行った上で、食品安全委員会に報告させていただきたいと思えます。なお、食品安全委員会に報告後は、30日間パブリックコメントが行われる予定です。

続いて、議事のその他ですが、事務局から報告があると聞いておりますので、お願いします。

○大快係長 11月1日に開催いたしました第113回プリオン専門調査会におきまして、英国スコットランドで確認された定型BSE症例について、御報告をさせていただいたところですが、それに関しまして、農林水産省に確認を行いまして、幾つか追加の情報がございましたので、この場で御報告をさせていただきます。

一つ、死亡牛サーベイランスで確認された5歳の定型BSE症例でございましたけれども、その後、4頭の cohorts 牛が確認されまして、検査が行われましたけれども、これらは全て陰性であったという情報が農林水産省を通して英国から提供されてございます。

さらに、完全な疫学調査が終了するまでには、数か月かかる見込みということですので、専門委員の先生方には、この情報が得られましたら、御連絡させていただきたいと思っております。

御報告は、以上でございます。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

それでは、きょう予定されておりました議事につきましては、御議論いただきました。先生方、どうもありがとうございました。

事務局から、ほかに何か連絡はございますか。

○今西課長補佐 ございません。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

それでは、本日の審議は以上ということですので、どうもありがとうございました。